**滋賀県介護サービス体制強化費補助金交付要綱**

（趣　旨）

第１条　知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により、職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増えている介護サービス事業所の職員体制を強化するとともに、現状の雇用情勢において、新たな雇用・就業の機会を創出するため、次条に規定する事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和４８年滋賀県規則第９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金対象事業）

第２条　この補助金は、滋賀県介護サービス体制強化支援事業実施要綱（以下「実施要綱という。」）に基づき、実施要綱の２に規定する者のうち別紙１に掲げる資格要件を満たしている者が実施する事業に要する経費を交付の対象とする。

（補助額）

第３条　この補助金の交付額は、別表の第２欄に定める助成基準額と第３欄に定める助成対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第４条　規則第３条に規定する補助金交付申請は、別記様式第１号により別に定める日までに知事に提出するものとする。

（交付条件）

第５条　規則第５条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

　(1) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

　(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

　(3）補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙による調書を作成し、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え当該収入および支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。

（変更交付申請）

第６条　補助事業者は、補助事業の重要な内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（別記様式第２号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業実績報告）

第７条　規則第１２条に規定する補助事業等実績報告は、別記様式第３号に関係書類を添えて、事業完了後３０日以内に知事に提出するものとする。

（標準事務処理期間）

第８条　標準事務処理期間は次のとおりとする。

（１）規則第４条の規定による補助金等の交付の決定は、第４条の規定による申請があった日から起算して３０日以内に行うものとする。

（２）知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から１４日以内に変更交付決定を行うものとする。

（３）規則１３条の規定による額の確定は、第６条の規定による実績報告があった日から起算して３０日以内に行うものとする。

（その他）

第９条　知事は、規則またはこの要綱に定めるほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定める。

付　則

　この要綱は、令和２年８月４日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

別紙１

（資格要件）

１　自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

（４）暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

（５）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６）上記（１）から（５）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

２　１の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １助成事業名 | ２助成基準額 | ３助成対象経費 | ４補助率 |
| 滋賀県介護サービス体制強化支援事業 | 以下、それぞれを上限とする。（単価）新たに雇用する職員一人につき、勤務1日あたり10,000円（月数）新たに雇用する職員一人につき、雇用した日から3か月 | 介護職員を新たに雇用した場合の当人の人件費として要する給与、報酬、賃金、手当、共済費 | 10/10 |